



# ⇒ 赤ちゃんが生まれたら

### 出産後に必要な手続きの流れ

1 出生届の提出

出生日を含め14日以内に提出

どこで出生地、父母の本籍地、また は父母の所在地の市区町村

2 国民健康保険の加入・ 出産育児一時金の申請

> 国保加入のみ出生日を含め14日以内 に手続き

下で 市役所保険年金課または 吉川支所健康福祉課

※社会保険等の方は勤務先又は各保 険者にご確認ください

3) 児童手当の申請

出生日の翌日から15日以内(15日目 が休日の場合は、休み明けの最初の 開庁日まで)に手続き

どこで 市役所こども福祉課 または吉川支所市民生活課

4 子ども医療費 受給者証の申請



お子さんのマイナ保険証又は資格確 認書ができてからの申請となります。 ※国保加入者は出生届と同時手続き 可能

どこで 市役所保険年金課または 吉川支所健康福祉課

## 出生届

### 閰 市民課

₹82-2000(代表)

こどもが生まれたとき、生まれたこどもの父親 または母親は市区町村への届け出が必要です。

いつまで 出生日を含め14日以内

どこで 出生地、父母の本籍地、または父母の 所在地の市区町村(里帰り先を含む)

※三木市の場合は、市役所市民課 または吉川支所市民生活課

### ✓ 必要なもの

出生届

(※出生証明書欄に医師か助産師の証明が必要)

母子健康手帳

(夜間、休日に届け出の場合、お預かり し、後日市民課窓口でお返しします)

## 国民健康保険の加入

閻 保険年金課 【82-2000(代表)

いつまで 出生日を含め14日以内

どこで 市役所保険年金課または 吉川支所健康福祉課

### ✓ 必要なもの

- 母子健康手帳 保護者の本人確認できるもの
- 世帯主のマイナンバーの分かるもの

※その他の健康保険の方はご加入されている 健康保険の窓口へお問い合わせください

広 告



## いわた ィメンズクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00-12:00	0	0	0	O (-12:30)	0	O (-12:30)	/
15:30-18:00	0	0	0	/	0	/	/

| 休診日 | 木曜午後・土曜午後・日曜・祝日

**L** 0795-23-8888 西脇市上比延町432-49

私たちは、ヴィッセル神戸サポ<u>ートファ</u>ミリ<u>ーです</u> WE ALWAYS WALK WITH VISSEL

# 2 出産育児一時金の申請

### 

- 対象 国民健康保険加入者の出産に対して支給されます
- 支給額 500,000円(産科医療補償制度未加 入医療機関での出産は488,000円)
- 手続き ・直接支払制度を利用したが、出産費用が500,000円(または488,000円)を下回った場合に差額支給の申請・直接支払制度を利用しない場合に
- どこで 市役所保険年金課または 吉川支所健康福祉課

### ✓ 必要なもの

- □マイナ保険証又は資格確認書
- 母子健康手帳又は 出生証明書(死産証明書)
- 世帯主名義の口座の分かるもの
- 医療機関等との代理契約に関する 合意文書(直接支払制度を利用された 場合)
- □出産費用の領収・明細書
- ※その他の健康保険(社会保険等)の方はご加入されている健康保険の窓口へお問い合わせください

## ③ 児童手当の申請

関連ページへ

### 問 こども福祉課 【82-2000(代表)

- 対象 児童の保護者に対して支給されます(所得制限無し)
- 受給期間 申請した月の翌月から18歳になっ た年度の3月末まで
- 支給月 偶数月
- いつまで 出生日の翌日から15日以内(15日目が休日 の場合は、休み明けの最初の開庁日まで)

#### ● 支給月額

	3歳未満	3歳~高校生		
第1、2子	15,000円	10,000円		
第3子以降	30,000円			

だこで 市役所こども福祉課または 吉川支所市民生活課

#### ✓ 必要なもの

- ■加入健康保険がわかるもの(いずれか1点)
  - ・現行の健康保険証(令和7年12月1日まで有効)
  - ・資格情報のお知らせ
  - · 資格確認書
- ・マイナポータルの「健康保険情報」画面
- ■振込希望先の口座の預金通帳または キャッシュカード(請求者名義の口座)
- ─ 請求者と配偶者のマイナンバーの分かるもの
- 申請に来られる方の本人確認書類
- 児童扶養手当については P52 を参照

広 告



こどもサポートセンターでは、お母さんや赤ちゃん、家族全員の心と体の健康を サポートします。保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等が各ご家庭に応じた具体 的なアドバイスを提案します。

### こんにちは赤ちゃん訪問

市内にお住まいのすべての赤ちゃんに対し て、生後4か月ごろまでに保健師、助産師等が ご家庭にお伺いしています。育児に関する相 談や赤ちゃんの体重測定を行います。また、健 診や予防接種、各種サービスについてご説明 します。母子健康手帳に添付している出生連 絡票(桃色のはがき)の提出、も

しくは電子申請でご連絡くださ い。訪問前に担当者から日程調 整の電話連絡を行います。



### 低出生体重児訪問

### 間 こども福祉課母子保健係

(児童センター) **L**89-2340 吉川支所 健康福祉課 472-2210

低出生体重児(2,500g未満)の赤ちゃんが生 まれたら届け出てください。保健師または助 産師が家庭を訪問し育児の相談に応じます。

### 間 こども福祉課母子保健係(児童センター)

**L**89-2340

こどもの順調な成長・発達と健康を守るため乳幼児期に健康診査などを行っています。お子さま の成長を確認するとともに、育児相談の場としてもご利用ください。

事業名	内容	対象者	場所	日程	受付時間
4か月乳児 集団健康 診査	身体測定、問診および保健 指導、小児科診察、離乳食 等栄養相談を行います。	満3か月から 満5か月にな るまでの乳児			
1歳6か月児 健康診査	身体測定、問診および保健 指導、歯科診察、小児科診 察、栄養相談、歯科相談、心 理相談を行います。	満1歳6か月か ら満2歳にな るまでの幼児	総合保健福祉 センター (大塚1丁目6-40)	月 1 回	対象者へは来所日時を個別に通知します。
3歳児 健康診査	尿検査、身体測定、問診および保健指導、歯科診察、 小児科診察、視聴覚検査、 栄養相談、歯科相談、心理 相談を行います。	満3歳から満4 歳になるまで の幼児	()(%(1) =0-40)		
5歳児 発達健診	社会性の発達を確認します。子育て相談票を配布し、必要に応じて5歳児発達相談を行います。	今年度内に満 5歳になる幼 児	市内の認定こども園、保育所および幼稚園に在籍しているお子さまは各園を通じて、在宅や市外の園に在籍のお子さまには郵送で実施します。		

関連ページへ

## 離乳食の進め方の目安

この離乳食の進め方の表は、あくまでもひとつの目安です。赤ちゃんの心身の成長やその日の体 調を見ながら、焦らず、進めていきましょう。

月齢			離乳の開始 ── 離乳の完了					
		月颐	生後5、6か月頃	7、8か月頃	9か月から11か月頃	12か月から18か月頃		
離乳食の回数		乳食の回数	1810	1⊟2回	1⊟3回	1⊟3回		
授乳の回数		乳の回数	(ミルク) (ミルク			一人一人の離乳 の進行および完 了の状況に応じ て与える		
食べ方の目安		ベ方の目安	○こどもの様子 をみながら、1 日1回1さじず つ始める ○母乳やミルク は飲みたいだ け与える	○1日2回食で、 食事のリストラックで、 をつりいのでで、 でいるでいるがあるできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	○食事のリズム を大切に、1日 3回食に進め ていく ○家族一緒に楽 しい食卓体験 を	○1日3回の食事 のリズムをを 切に、生きえる 切にを整える つ自かみを かめる かめる		
	([	調理形態 目安となる食品)	なめらかにすり つ ぶ し た 状態 (ヨーグルト)	舌でつぶせる固 さ(豆腐)	歯ぐきでつぶせ る固さ(バナナ)	歯ぐきでかめる 固さ(肉だんご)		
		I.穀類(g)		全がゆ50~80	全がゆ90~軟飯80	軟飯90~ご飯80		
食	1	II .野菜·果物(g)	つぶしがゆから 始める。	20~30	30~40	40~50		
食事の目安	回あ	III.魚(g)	すりつぶした野 菜なども試して	10~15	15	15~20		
	たりの	または肉(g)	みる。	10~15	15	15~20		
	日安量	目 または豆腐(g)	慣れてきたら、つぶした豆腐・	30~40	45	50~55		
	量	量 または卵(個)	白身魚・卵黄等を試してみる。	卵黄1~全卵1/3	全卵1/2	全卵1/2~2/3		
		または乳製品(g)		50~70	80	100		

上記の量はあくまでも目安であり、こどもの食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整 する。

<sup>※</sup>上の表は、「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省2019年3月公表)をもとに、具体例などを加 筆して作成したものです